

建設副産物実態調査に関する特記仕様書

1. 趣旨

本特記仕様書は、建設工事から発生する廃棄物についての取扱及び建設副産物実態調査に関する事項を定めるもので、寒川町が発注する工事に適用する。

I. 総則

1. 用語の定義

本特記仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は下記のとおりである。

- (1) 建設工事 土木建築に関する工事をいう。
- (2) 建設副産物 建設工事に伴い、副次的に得られた物品をいう。
- (3) 建設廃棄物 建設副産物のうち、廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (4) 建設資材 土木建築に関する工事に使用する資材をいう。
- (5) 建設資材廃棄物 建設資材が、廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものをいう。
- (6) 建築物等 建築物その他の工作物をいう。
- (7) 解体工事 建築物にあっては、該当建築物のうち、構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事をいい、建築物以外の工作物にあっては、当該工作物の全部又は一部を取り壊す工事いう。
- (8) 新築工事等 建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事をいう。
- (9) 分別解体等
 - ア. 解体工事の場合は、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
 - イ. 新築工事等の場合は、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。
- (10) 再資源化 分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することを含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう。
 - ア. 資材又は原材料として利用できる状態にすること。
 - イ. 燃焼の用に供することが出来るもの又はその可能性にあるものについて、熱を得ることに利用できる状態にすること。
- (11) 対象建設工事 建設リサイクル法に規定する対象建設工事をいう。
- (12) 建設発生木材等 建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って、副次的に得られた解体くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。
- (13) 建設リサイクル資材 神奈川県県土整備局の「県土整備局公共工事グリーン調達基準」の別表7に定める率先利用品目の資材を言う。

II. 建設副産物適正処理・再資源化に関する事項

工事の施工等にあたっては、まず建設副産物の発生抑制に努め、発生したものについては再使用、再生利用を徹底し、そして熱回収が可能なものは熱回収を行うことを基本として取り組むこととし、このための施工方法及び建設資材の選択等については積極的に提案すること。

1. 施工前に取り組む事項

建設副産物の発生抑制、分別解体等、再資源化等の中心的役割を担うものとして、建設業法、建設リサイクル法その他の法令を遵守するとともに、発注者との連絡調整、管理及び施工体制の整備をおこなうこと。

【管理及び施工体制の整備】

- (1) 工事現場における建設副産物対策の責任を明確にし、廃棄物処理計画の作成に努めること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上の場合には、次項Ⅲ.に基づき再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。特に対象建設工事においては、契約前に発注者に提出した「説明書」を施工計画書に添付すること。
- (3) 再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書及び廃棄物処理計画等の内容については、現場担当者の教育、協力業者に対する周知徹底と明確な指導を行うこと。

【下請契約】

- (4) 工事の一部を下請発注し、生じた建設廃棄物を処理委託する場合は、個別に直接処理委託の契約をすること。
- (5) 分割解体及び建設廃棄物の再資源化に要する費用の適正な負担に努めること。
- (6) 対象建設工事にあっては、発注者に提出した「説明書」の内容を下請人に告げるとともに、分別解体等の計画等に沿った施工、特定建設資材廃棄物の再資源化について指導を徹底すること。
- (7) 対象建設工事の下請契約には、建設業法による事項の他、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用を記載すること。
- (8) 解体工事を下請けさせる場合は、建設業法に基づく土木工事業、建設工事業又はとび・土工工事業に係る建設業許可か、建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録業者に発注すること。
ただし、解体工事登録業者は請け負うことができる工事の規模に制限があるので注意すること。

【事前審査等】

- (9) 対象建設工事においては、建設工事の着手に先立ち対象建築物等及びその周辺の状況、作業場所の状況、搬出経路の状況、残存物件の有無、付着物の有無等の調査を行うこと。
- (10) 調査結果に基づき、作業場所及び搬出経路の確保、残存物品の搬出や付着物の除去など適正な工事の実施をするための措置を講ずること。

【再生品の利用】

(11) 建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材については、利用用途に応じた品質等を考慮した上で、次の事例を参考とし、可能な限り利用すること。

ア. 道路等の舗装の路盤材、建築物の砂利・砂・割石等の材料は、原則として「コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領」（神奈川県事務規定）に基づく神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場から再生砕石を調達すること。

なお、請け負った工事において再生砕石等を使用する場合は、上記要領に基づき、施工計画書に当該指定工場の材料試験成績書を添えて、建設リサイクル資材利用（変更）計画書を監督員に提出し承諾を受けること。

また、工事が完了したときは、上記要領に基づき、当該工事に使用した再生砕石等の使用数量を建設リサイクル資材利用報告書に再生骨材購入指定工場の納入証明を受け、監督員に提出すること。

イ. 建築工事の内装材及び道路舗装材は、パーティクルボードや再生加熱アスファルト混合物等の利用に努めること。

ウ. その他、コンクリート型枠材としてのパーティクルボード（ストランドボード）等エンジニアードウッドの利用、法面の緑化材、雑草防止材等としての再生木質マルチング材の利用を積極的に提案すること。

2. 施工に関する事項

分別解体及び建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、労働安全衛生法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例等関係法令の遵守を徹底するとともに、アスベスト、CCA処理木材、フロン類、非飛散性アスベスト、PCB等の取扱には十分注意し、有害物資等の発生抑制及び周辺環境への影響の防止を図ること。

【発生抑制】

(1) 端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択等について、次の事例を参考にし、積極的な提案を行うこと。

ア. 解体時において再使用が容易に行える施工方法の採用

イ. 耐久性の高い建築物等の建築等

ウ. 使用済コンクリート型枠の再使用

エ. コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊の現場内破碎による路盤材等への再生使用

オ. 建設汚泥の現場内での脱水、固化等による盛土材等への再生利用

【分別解体】

(2) 建設業者にあつては、主任技術者（監理技術者）、解体工事業登録者にあつては技術管理者を設置するとともに、工事現場に標識を掲げること。

(3) 建設副産物を次の区分に留意して、種別ごとに分別しつつ工事を施工するよう努めること。

ア. 建設廃棄物と建設発生土

イ. 一般廃棄物（飲料の空き缶、刈草等）と産業廃棄物（伐木材・伐根材等）

ウ. 特別管理産業廃棄物（飛散性アスベスト廃棄物等）と再資源化できる産業廃棄物

- エ. 安定型産業廃棄物（がれき類、廃プラスチック類、ガラスくず及び陶磁器くず、ゴムくず等）と管理型産業廃棄物（燃えがら、木くず、廃石膏ボード等）
- (4) 対象建設工事においては、分別解体等の計画等に定める、工事工程の順序、当該工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法により、現場において、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等その種類ごとに確実に分別しつつ施工すること。

【再資源化等】

- (5) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等、建設発生土は、再生資源利用促進計画書に基づき、再資源化施設等に搬入するとともに、再生資源の活用に努めること。（再性資源利用促進計画書については、Ⅲ. を参照）
- (6) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊は、原則として、神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場へ搬入するよう努めること。
- (7) 建設発生木材等は、原則として、神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化事業者の指定施設へ搬入するよう努めること。
- (8) その他の建設廃棄物（特定建設資材廃棄物以外の廃棄物、対象建設工事でない工事による建設廃棄物）についても、可能な限り分別解体を実施し再資源化に努めること。

【適正処理】

- (9) 廃棄物を処理する場合は、元請業者は、排出業者として自らの責任において、廃棄物処理法等関係法令に基づき、可能な限り現場で減量化した後に適正に処理すること。
- (10) 廃棄物の処理を委託する場合は、次の事項に留意すること。
- ア. 運搬と処分について、それぞれの許可業者と各々委託契約をすること。また、吹きつけアスベスト除去工事等に伴い発生する飛散性アスベスト廃棄物等の特別管理産業廃棄物はその専門業者に委託すること。
- イ. 適正な委託契約を結ばない状況で、受託者が不法投棄を行ったときには、委託基準違反として、委託者にも責任が及ぶことになるため、適正な委託費用をもって適正な委託契約を行い、併せて契約内容を確実に履行するよう関係者を指揮監督すること。
- ウ. 産業廃棄物の処理を委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、最終処分（再生を含む。）が完了したことを確認すること。

3. 施工に完了後に行う事項

- (1) 再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書を作成した工事にあつては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合した上で実施状況を把握し、再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書を監督員に提出し、計画書とともに保存すること。
- (2) 対象建設工事においては、産業廃棄物管理票（マニフェスト）と照合して、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したことを確認したときは、速やかに「再資源化等報告書」を発注者に提出するとともに、再資源化の実施状況に関する記録を作成し、保存すること。
- (3) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、当該工事で発生

したコンクリート塊等の指定工場に搬入を完了したときは、速やかにコンクリート塊等搬入完了報告書に当該工場の証明を受けて監督員に報告すること。

- (4) 建設発生木材等については、当該工事で発生した建設発生木材等の指定施設への搬入を完了したときは、速やかに建設発生木材等搬入完了の報告書に当該施設の証明を受けて監督員に報告すること。

※ 上記(1)～(4)の関係書類は、完成検査時の確認事項とするので、契約工期限内に提出すること。

(参考)

- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 特定建設資材に係る分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針（平成13年1月17日 農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号）
- 神奈川県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針（平成14年5月28日神奈川県告示第366号）
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 国等による環境物品等の調達の促進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- 建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日改正）

Ⅲ. 建設副産物実態調査に関する事項

現場から発生する建設副産物についての発生量及び再生資源利用量の実態把握について定める。

1. 元請業者は、建設資材利用量の大小や有無及び建設副産物発生量・搬出量の大小や有無に関わらず当該年度に終了した最終請負額が100万以上の工事は、事項の建設副産物実態調査手順に基づき調査データを提出するものとする。ただし、複数年度にまたがる債務工事等の工事額は、当該年度の年割り額を記入し、工事内容は当該年度分の資材利用量、建設副産物発生量・搬出量のみを記入する。なお、この手順により作成されたデータおよび帳票は、「資源有効利用促進法」で定められた「再生資源利用{促進}計画書（実施書）の作成」を兼ねるものとする。

本調査の対象品目は、表1のとおりとする。

表1

対 象	調査対象品目	備 考
搬入する 建設資材	コンクリート	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材	
	木材	
	アスファルト混合物	
	土砂	
	碎石	
	塩化ビニール管・継手	
	石膏ボード	
	その他建設資材	
搬出する 建設副産物	コンクリート塊	
	建設発生木材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物となったもの）	建設発生木材等のうち、解体木くず、新築端材木くず等が該当する。
	アスファルト・コンクリート塊	
	その他がれき類	
	建設発生木材B（立木、除根材などが廃棄物となったもの。）	建設発生木材等のうち、建設工事（工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って、副次的に得られる伐木材、伐根材が該当する。
	建設汚泥	
	混合状態の廃棄物（建設混合廃棄物）	現場へ搬出する状態で判断し、発生と搬出の間に分別された場合には、分別後の品目が発生したものと見なす。
	金属くず	
	廃塩化ビニール管・継手	
	廃プラスチック（廃塩化ビニール管・継手を除く）	
	廃石膏ボード	
	紙くず	
	アスベスト（飛散性）	
	その他分別された廃棄物	
	第一種～第四種建設発生土及び浚渫度（建設汚泥を除く）	

2. 建設副産物実態調査の作業手順は、次のとおりとし、元請業者が行うものとする。
- (1) 国土交通省のホームページからCREDAS入力システムをダウンロード（無料）し、インストールする。
インストール方法及びシステムの操作方法については、同一ページ内「インストール」及び「操作説明」ページに掲載の情報を参照するか、「ダウンロード」ページに掲載されている『「CREDAS入力システム」のインストールマニュアル』や『「CREDAS入力システム」操作説明書』を参照する。
 - (2) 当初契約時点でのデータを入力する。（「再生資源利用 {促進} 計画書－「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法11条通知別表」対応版－」の作成）
 - (3) 工事個票印刷により、「再生資源利用 {促進} 計画書－「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法11条通知別表」対応版－」を印刷し、施工計画書に添付する。
 - (4) 工事完成時に実施書（最終データに修正）に書き換える。
 - (5) 提出用ファイル作成により、提出用データを作成する。
 - (6) 工事個票印刷により、「再生資源利用 {促進} 実施書－「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法18条再資源化報告」、「H20建設副産物実態調査」対応版－」を印刷し、監督員の確認を受ける。
 - (7) 工事完成時に提出用データを監督員に提出する。
 - (8) 完成図書に、「再生資源利用 {促進} 実施書－「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法18条再資源化報告」、「H20建設副産物実態調査」対応版－」を添付する。

3. データ入力上の留意点

(1) 建設発生土の入力値について

建設発生土については、埋め戻しなどのように、現場内利用がある場合には、建設副産物発生・搬出（一種発生土～浚渫土）には、「地山 m^3 」で入力し、建設資材利用（土砂）には、「締め m^3 」（表2、土量変化率Cを考慮）で入力する。

表2 土量の変化率 C

レキ質土		砂質土及び砂		粘性土		岩塊・玉石	
レ	キ	レキ質土	砂	砂質土 (普通土)	粘性土	高含水比 粘性土	
0.95	0.90	0.90	0.95	0.90	0.90	0.90	1.00

軟岩Ⅰ	軟岩Ⅱ	中硬岩	硬岩Ⅰ
1.15	1.20	1.25	1.40

【例】

掘削 100m³
 埋戻し 20m³ (締めm³) ⇒ 「土砂建設資材利用量 (A)」欄に入力
 22m³ (地山m³) ⇒ 「一種発生土～浚渫土②利用量」欄に入力
 ↓
 20m³/変化率C (仮0.9) = 22m³
 処分 78m³ (地山m³) ⇒ 「一種発生土～浚渫土④現場外搬出量」欄に入力
 ↓
 100 - 22 = 78

(2) 建設資材利用について

ア. 建設リサイクル資材を利用する場合は、建設資材利用の欄に以下の方法により入力する。

- ・表3にまとめる調査対象品目の分類ごとに建設リサイクル資材をそれぞれ入力する。建設リサイクル資材の品目名については、神奈川県県土整備局の建設リサイクル認定資材一覧表（以下「認定資材一覧表」という。）を参照すること。

表3 調査対象品目と建設リサイクル資材品目名

調査対象品目（建設資材の「分類」）	建設リサイクル資材の品目名
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
砕石	再生骨材等
コンクリート	再生コンクリート二次製品（無筋）※
	再生歩道用ブロック （平板、インターロッキングブロック、リガブロック等）
コンクリート及び鉄から成る建設資材	再生コンクリート二次製品（有筋）※
木材	再生木質ボード
硬質塩化ビニール管・継手	排水・通気用再生硬質塩化ビニール管

※再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が無筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート」に、再生コンクリート二次製品に該当する建設リサイクル資材が有筋コンクリートの場合、調査対象品目のうち「コンクリート及び鉄から成る建設資材」に入力する。

- ・「規格」は認定一覧表の「寸法・規格等」を入力する。
 - ・「再生資源の供給元施設、工事等の名称」については、認定資材一覧表の「製造工場」を入力し、「再生資材の供給元場所住所」については、認定資材一覧表の住所を入力する。
 - ・「再生資材利用量」は、利用量と同じ値を入植する。
- イ. 新材を利用する場合は、調査対象品目の中で箇所を変えて入力する。また、その際の「再生資材利用量」には0を入力する。
- ウ. RC-10（再生砂）を利用する場合は、「土砂」の「再生コンクリート砂」

欄に入力する。

(3) 建設副産物発生・搬出（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材A・B、建設汚泥、建設発生土（第一種～第四種建設発生土及び浚渫土））について

ア. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊を神奈川県県土整備局のコンクリート塊等処理指定工場に搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「5. 中間合外」の中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）を選択する。

イ. 建設発生木材等のうち解体木くず、新築端材木くずを神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生材A（柱、ボードなどの木製資材が廃棄物になったもの）」に入力するとともに「搬出先の種類コード」を「5. 中間合外」の中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）を選択する。

ウ. 建設発生木材等のうち伐木材、除根材を神奈川県県土整備局の建設発生木材等再資源化指定事業者の指定施設に搬出する場合は、「建設発生材B（立木、除根材などが廃棄物になったもの）」に入力するとともに「搬出先の種類コード」を「5. 中間合外」の中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）を選択する。

エ. 建設汚泥を一部であっても改良土等に処理している施設などに搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「5. 中間合外」の中間処理施設（合材プラント以外の再資源化施設）を選択する。

オ. 建設発生土を赤羽根受入地に搬出する場合は、「搬出先の区分コード」を「2. 民間」、「搬出先の種類コード」を「6. スト（決）」のストックヤード（再利用先工事が決定）を選択する。

また、搬出先を赤羽根受入地に指定された工事の場合は、「施工条件のコード」を「1. A指定」のA指定処分（発注時に指定されたもの）を選択する。

カ. 再利用が決まっている建設発生土仮置き場に搬出する場合は、「搬出先の種類コード」を「6. スト（決）」のストックヤード（再利用先工事が決定）を選択する。

別表第7 認定対象品目（第3項第1号関係）

認定対象品目名	分類	品目名	品目ごとの評価基準
公共工事	資材	再生加熱アスファルト混合物	別表第8
		再生骨材等	
		再生コンクリート二次製品	
		再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック）	
		再生木質ボード	
		排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	
		再生陶磁器質タイル	
		再生ビニル系床材	
		再生人造鉱物繊維断熱材（グラスウール断熱材・ロックウール断熱材）	
		再生生コンクリート	

別表第8 認定対象品目の評価基準（第3項第1号関係）

品目名：再生加熱アスファルト混合物

①評価対象資材

表1-1から表1-3までに掲げる製品の規格であって表1-4に掲げる再生資源を含有した道路等で使用する再生加熱アスファルト混合物を対象とする。

表1-1 マーシャル安定度試験基準値

混合物の種類	突き固め回数		空隙率%	飽和度%	安定度 kN	フロー値 (1/100cm)	
	1,000≤T	T<1,000					
再生粗粒度アスファルト混合物 (20)	75	50	3~7	65~85	4.90以上	20~40	
再生密粒度アスファルト混合物 (20)			3~6	70~85	4.90 (7.35) 以上		
再生密粒度アスファルト混合物 (13)							
再生細粒度アスファルト混合物 (13)							
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)			3~7	65~85	4.90以上		
再生密粒度アスファルト混合物 (20F)	50	3~5	75~85				
再生密粒度アスファルト混合物 (13F)							
再生細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)				2~5	75~90	3.43以上	20~40
再生細粒度アスファルト混合物 (13F)				3~5	75~85	4.90以上	20~40
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	75	50	-	-	3.43以上		
再生開粒度アスファルト混合物 (13)	50		3~12	-	3.5 以上	10~40	

〔注1〕 T：舗装計画交通量（台/日・方向）

〔注2〕 積雪寒冷地帯の場合や、1,000≤T<3,000であっても流動によるわだち掘れの恐れが少ないところでは突き固め回数を50回とする。

〔注3〕 () 内は、1,000≤Tで突き固め回数を75回とする場合の基準値を示す。

〔注4〕 水の影響を受けやすいと思われる混合物またはそのような箇所に舗設される混合物は、次式で求めた残留安定度75%以上が望ましい。

$$\text{残留安定度 (\%)} = (60^\circ\text{C、48時間水浸後の安定度 (kN)} / \text{安定度 (kN)}) \times 100$$

表1-2 粒度範囲とアスファルト量

混合物の種類	仕上がり厚cm	最大粒度	通過質量百分率 %										再生アスファルト量%
			26.5	19	13.2	4.75	2.36	0.600	0.300	0.150	0.075		
再生粗粒度アスファルト混合物 (20)	4~6	20	100	95~100	70~90	35~55	20~35	11~23	5~16	4~12	2~7	4.5~6	
再生密粒度アスファルト混合物 (20)	4~6	20	100	95~100	75~90	45~65	35~50	18~30	10~21	6~16	4~8	5~7	
再生密粒度アスファルト混合物 (13)	3~5	13	-	100	95~100	55~70	35~50	18~30	10~21	6~16	4~8	6~8	
再生細粒度アスファルト混合物 (13)	3~5	13	-	100	95~100	65~80	50~65	25~40	12~27	9~20	4~10	6~8	
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13)	3~5	13	-	100	95~100	35~55	30~45	20~40	15~30	5~15	4~10	6~8	
再生密粒度アスファルト混合物 (20F)	4~6	20	100	95~100	75~95	52~72	40~60	25~45	16~33	8~21	6~11	4.5~6.5	
再生密粒度アスファルト混合物 (13F)	3~5	13	-	100	95~100	52~72	40~60	25~45	16~33	8~21	6~11	6~8	
再生細粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	4~6	13	-	100	95~100	60~80	45~65	40~60	20~45	10~25	8~13	6~8	
再生細粒度アスファルト混合物 (13F)	3~4	13	-	100	95~100	75~90	65~80	40~65	20~45	15~30	8~15	7.5~9.5	
再生密粒度ギャップアスファルト混合物 (13F)	3~5	13	-	100	95~100	45~65	30~45	25~40	20~40	10~25	8~12	5.5~7.5	
再生開粒度アスファルト混合物 (13)	3~4	20	-	100	95~100	23~45	15~30	8~20	4~15	4~10	2~7	3.5~5.5	

〔注1〕 再生アスファルトとは、品質試験のためにアスファルトコンクリート再生骨材からアブソン法によって回収した旧アスファルトに再生用添加剤や新アスファルトを加え、室内で混合調整したアスファルトのことをいう。

表1-3 舗装用石油アスファルトの規格

種 類 項 目	40~60	60~80	80~100	100~120	120~150	150~200	200~300
針入度(25°C) 1/10mm	40 を超え 60 以下	60 を超え 80 以下	80 を超え 100 以下	100 を超え 120 以下	120 を超え 150 以下	150 を超え 200 以下	200 を超え 300 以下
軟化点°C	47.0~55.0	44.0~52.0	42.0~50.0	40.0~50.0	38.0~48.0	30.0~45.0	30.0~45.0
伸度(15°C)cm	10 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上	100 以上
トルエン可溶分 %	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上	99.0 以上
引火点°C	260 以上	260 以上	260 以上	260 以上	240 以上	210 以上	210 以上
薄膜加熱質量変化率 %	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	0.6 以下	-	-	-
薄膜加熱針入度残留率 %	58 以上	55 以上	50 以上	50 以上	-	-	-
蒸発後の針入度比 %	110 以下	110 以下	110 以下	110 以下	-	-	-
密度(15°C) g/cm ²	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上	1.000 以上

表1-4 再生加熱アスファルト混合物の再生資源の種類及び品質・性能

再生資源	再生資源の種類及び品質・性能		
アスファルトコンクリート 再生骨材	旧アスファルトの性状		
	旧アスファルト含有量 (%)	旧アスファルトの 針入度1/10mm	骨材の微粒分量(%)
		圧裂係数 MPa/mm	
3.8以上	20以上	1.70以下	5以下
	<p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20~30mm、13~5mm、5~0mmの3種類の粒度や20~30mm、13~0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13~0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13~0mm相当分を求めてもよい。</p> <p>また、13~5mm、5~0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13~0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれる旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥試料質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103 : 2003の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</p>		
道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015 (道路用鉄鋼スラグ) に適合していること		
一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ	JIS A 5032 (一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ) に適合していること		

②環境に対する安全性

- a. 特別管理(一般・産業)廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

①評価対象資材に定める再生資源を骨材に対する質量比で45%以上含有し、これ以外の再生資源を含有していないこと。

ただし、①評価対象資材に定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグに限る。）を骨材に用いる場合は、骨材に対する質量比で10%程度含有していること。

④品質・性能

製品は、①評価対象資材に定める以下の規格に適合していること。

マーシャル安定度試験に対する基準値

粒度範囲とアスファルト量

舗装用石油アスファルトの規格

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生骨材等

①評価対象資材

表2-1に掲げる再生資源を含有し、コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第7条第2項の規定に基づく登録・認定証の交付を受けた工場から調達される路盤材、裏込材、埋戻材、基礎材等に使用する再生骨材等（再生砂RC-10を除く。）を対象とする。

表2-1 再生骨材等の原料となる再生資源

1	コンクリート塊
2	アスファルトコンクリート塊
3	路盤廃材
4	JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ
5	JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグのうち徐冷スラグに限る。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. ①評価対象資材に定める再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグに限る。）を用いる場合は、製品について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）及び「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素の溶出量及び含有量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項及び第2項の基準値に適合していること。
ただし、これら以外の有害物質の溶出、含有が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。
- c. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

- ①評価対象資材に定める再生資源を100%使用していること。
ただし、①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグに限る。）を用いる場合は、出荷時の質量比で5%程度含有していること。

④品質・性能

- ①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグを除く）を用いる場合は、①評価対象資材で定める再生資源の種別ごとの基準は、表2-3、表2-4に適合していること。
- ①評価対象資材で定める再生資源（JIS A 5015 道路用鉄鋼スラグ及びJIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグに限る）を用いる場合の種類と主な用途は、表2-2によるものとし、①評価対象資材で定める再生資源の種別ごとの基準は、表2-3、表2-4に適合していること。
ただし、①評価対象資材に定める再生資源（JIS A 5032 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグに限る。）を用いる場合は、JIS A 5032「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグ」の規定に適合していること。

表2-2 道路用鉄鋼スラグと道路用熔融スラグの種類と主な用途

種類	名称	呼び名	主な用途
再生粒度調整碎石	粒度調整鉄鋼スラグ	MS	上層路盤材
	水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	HMS	上層路盤材
	粒度調整熔融スラグ	MM	上層路盤材
再生クラッシャー	クラッシャー鉄鋼スラグ	CS	下層路盤材
	クラッシャー熔融スラグ	CM	下層路盤材

表2-3 ふるい分け試験の粒度範囲の品質規格

ふるい目の開き	粒度範囲 (呼び名)	40~0 (RC-40) (CS-40) (CM-40)	40~0 (RM-40) (MS-40) (HMS-40) (MM-40)	30~0 (RM-30) (MS-30) (HMS-30) (MM-30)
	通過百分率 (%)	53mm	100	100
37.5mm		95~100	95~100	100
31.5mm		—	—	95~100
26.5mm		—	—	—
19mm		50~80	60~90	60~90
13.2mm		—	—	—
4.75mm		15~40	30~65	30~65
2.36mm		5~25	20~50	20~50
425μm			10~30	10~30
75μm			2~10	2~10

注) ① 再生骨材の粒度は、モルタル粒などを含んだ解砕されたままの見かけの骨材粒度を使用する。

② 試験方法は (JIS A 1102) による。

表2-4 品質規格 (ふるい分け試験の粒度範囲の品質規格を除く)

種類		試験項目	規格値
呼び名	材料		
再生粒度調整碎石 ①			
RM-40 RM-30	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ② 塑性指数試験 (PI) ③ すりへり試験 ④	90%以上 4 以下 50%以下
MS-40 MS-30 HMS-40 HMS-30	粒度調整鉄鋼スラグ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ② 呈色判定試験 ⑤⑨ 水浸膨張比 ⑥⑩ エージング期間⑩ 単位容積質量 ⑦ 一軸圧縮強さ (水硬性粒度調整鉄鋼スラグの み対象) ⑧	80%以上 呈色なし⑨ 1.5%以下⑩ 6 ヶ月以上⑩ 1.5kg/ℓ以上 1.2Mpa 以上 (12Mpa 以上)
MM-40 MM-30	粒度調整溶融スラグ	修正CBR試験 ② すりへり試験 ④	80%以上 50%以下
再生クラッシュラン ①			
RC-40	コンクリート塊 アスファルトコンクリート塊 路盤廃材	修正CBR試験 ② 塑性指数試験 (PI) ③ すりへり試験 ④	30%以上 6 以下 50%以下
CS-40	クラッシュラン鉄鋼スラグ	修正CBR試験 ② 呈色判定試験 ⑤⑨ 水浸膨張比 ⑥⑩ エージング期間⑩	30%以上 呈色なし⑨ 1.5%以下⑩ 6 ヶ月以上⑩
CM-40	クラッシュラン溶融スラグ	修正CBR試験 ②	20%以上

- 注) ① 再生資源を100%用いたクラッシュランを「再生クラッシュラン」、粒度調整碎石を「再生粒度調整碎石」として定義した。
- ② 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E001」を参照する。特に指示されない限り最大乾燥密度の95%に相当するCBRを修正CBRとする。
- ③ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 F005」を参照する。
- ④ 試験方法は、JIS A 1121を参照する。
- ⑤ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E002」を参照する。
- ⑥ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 B014」を参照する。
- ⑦ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 A023」を参照する。
- ⑧ 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧 E003」を参照する。
- ⑨ 試験項目及び規格値は高炉徐冷スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。
- ⑩ 試験項目及び規格値は製鋼スラグを用いた鉄鋼スラグに適用する。

⑤品質管理

コンクリート塊等の処理及び建設リサイクル資材に関する事務取扱要領第7条第2項の規定に基づく登録・認定証の交付を受けた工場から調達された製品であること。

品目名：再生コンクリート二次製品

①評価対象資材

表3-1に掲げる製品の規格及び種類であって表3-2に掲げる再生資源を含有したJISでI類に区分される再生コンクリート二次製品を対象とする。

表3-1 再生コンクリート二次製品の規格及び種類

JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品

大分類	小分類	寸法・規格等	
舗装・境界ブロック類	境界ブロック	地先境界ブロック	A B C
		片面歩車道境界ブロック	A B C
		両面歩車道境界ブロック	A B C
ブロック式擁壁類	積みブロック	コンクリート用積みブロック(滑面)	A 長方形 250×400×350 mm A 長方形 300×450×350 mm

JIS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品

大分類	小分類	寸法・規格等				
暗きよ類	鉄筋コンクリートブロック スカルパート	(単位：mm)				
		600×600	700×700	800×800	900×600	900×900
		1000×800	1000×1000	1000×1500	1100×1100	
		1200×800	1200×1000	1200×1200	1200×1500	
		1300×1300	1400×1400	1500×1000	1500×1200	
		1500×1500	1800×1200	1800×1500	1800×1800	
		2000×1500	2000×1800	2000×2000	2200×1800	
		2200×2200	2300×1500	2300×1800	2300×2000	
		2300×2300	2400×2000	2400×2400	2500×1500	
		2500×1800	2500×2000	2500×2500	2800×1500	
		2800×2000	2800×2500	2800×2800	3000×1500	
		3000×2000	3000×2500	3000×3000	3500×2000	
		3500×2500				
		マンホール類	マンホール側塊	マンホール側塊 斜壁	600A 600B 600C 600D 900 1200	
マンホール側塊 直壁	900A 900B 1200A 1200B 1500A 1500B					
路面排水溝類	U形側溝 (旧 JIS A 5345)	上ふた式U形側溝(本体)	1種	150 180 240 300A 300B 300C 360A 360B 450 600		
		上ふた式U形側溝(ふた)	1種	150 180 240 300 360 450 600		
			2種	150 180 240 300 360 450 600		
	L形側溝	L形側溝	1種	250A 250B 300 350		

注) JIS A 5371 で、舗装・境界ブロックに属する平板及びインターロッキングブロックは、再生舗装用ブロックの評価基準により審査する。

表3-2 再生コンクリート二次製品の再生資源

骨材	1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材） 5 コンクリート用再生骨材H 6 コンクリート用再生骨材M 7 コンクリート用再生骨材L 8 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化したコンクリート用 熔融スラグ骨材
混和材	1 コンクリート用フライアッシュ 2 コンクリート用高炉スラグ微粉末 3 乾燥スラッジ微粉末
セメント	1 高炉セメント 2 フライアッシュセメント 3 エコセメント

- 注) ・エコセメントを用いた場合は、その全質量を含有率の算定に含めることができる。
 ・高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。
 ・フライアッシュセメントを用いた場合は、JIS R 5213 フライアッシュセメントで示される種類ごとのフライアッシュの分量範囲内で使用するフライアッシュセメントに含まれているフライアッシュの分量を含有率の算定に含めることができる。

②環境に対する安全性

- 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- ①評価対象資材に定める再生資源のうち高炉スラグ骨材・フェロニッケルスラグ骨材・銅スラグ骨材・電気炉酸化スラグ骨材を用いる場合は、原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。
 ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。
- 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

以下のいずれかの含有率に適合していること。

- 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」を用いる場合は、以下の式で算出した再生資源の含有率 α が15%以上であること。

$$\text{再生資源の含有率 } \alpha (\%) = \frac{r_G G + r_S S}{G + S}$$

G : 粗骨材の単位量 (kg/m³)

S : 細骨材の単位量 (kg/m³)

r_G : 単位量あたりの粗骨材に対する再生粗骨材の質量比 (%)

r_S : 単位量あたりの細骨材に対する再生細骨材の質量比 (%)

- 評価対象資材に定める再生資源の「混和材」又は「セメント」を用いる場合は、結合材の全使用量に対する質量比で20%以上を使用していること。
- 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」、「混和材」及び「セメント」を組合わせて用いる場合は、製品に対する質量比で10%以上含有していること。

品目名：再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック）

①評価対象資材

表4-1に掲げる製品の規格及び種類であって表4-2に掲げる再生資源を含有したJISでI類に区分される舗装用ブロックを対象とする。

表4-1 再生舗装用ブロックの規格及び種類

大分類	小分類	寸法・規格等	
舗装・境界 ブロック類	平板	普通	300 300×300×60 mm
	インターロッキング ブロック	普通	ブロック厚 60 mm ブロック厚 80 mm
		透水性	ブロック厚 60 mm ブロック厚 80 mm

表4-2 再生舗装用ブロックの再生資源

骨材	1 コンクリート用スラグ骨材（高炉スラグ骨材） 2 コンクリート用スラグ骨材（フェロニッケルスラグ骨材） 3 コンクリート用スラグ骨材（銅スラグ骨材） 4 コンクリート用スラグ骨材（電気炉酸化スラグ骨材） 5 コンクリート用再生骨材H 6 コンクリート用再生骨材M 7 コンクリート用再生骨材L 8 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化したコンクリート用熔融スラグ骨材
混和材	1 コンクリート用フライアッシュ 2 コンクリート用高炉スラグ微粉末
セメント	1 高炉セメント 2 フライアッシュセメント 3 エコセメント

注）・エコセメントを用いた場合は、その全質量を含有率の算定に含めることができる。
 ・高炉セメントを用いた場合は、JIS R 5211 高炉セメントで示される種類ごとの高炉スラグの分量範囲内で使用する高炉セメントに含まれている高炉スラグの分量を含有率の算定に含めることができる。
 ・フライアッシュセメントを用いた場合は、JIS R 5213 フライアッシュセメントで示される種類ごとのフライアッシュの分量範囲内で使用するフライアッシュセメントに含まれているフライアッシュの分量を含有率の算定に含めることができる。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. ①評価対象資材に定める再生資源のうち高炉スラグ骨材・フェロニッケルスラグ骨材・銅スラグ骨材・電気炉酸化スラグ骨材を用いる場合は、原料（再生資源）について、「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。
 ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。
- c. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

①評価対象資材に定める再生資源を製品に対する質量比で20%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、「神奈川県土木工事共通仕様書」の第2編第2章第7節の「2-7-1一般事項」及び以下の規格に適合していること。

JIS A 5371 プレキャスト無筋コンクリート製品（舗装・境界ブロック類）

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生木質ボード

①評価対象資材

表5-1に掲げる製品の規格及び種類であって、原則として合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等（以下「木質再生資源」という。）又はJIS R 5214 エコセメントを含有したボードを対象とする。

表5-1 再生木質ボードの規格及び種類

JIS A 5905 繊維板

MDF

表裏面の状態による区分		厚さmm	接着剤の種類	曲げ強さ	
素地MDF	研磨板(RS)	2.5 3	Mタイプ Pタイプ	30タイプ 25タイプ 15タイプ 5タイプ	
	化粧MDF	単板オーバーレイ(DV)			7 9
プラスチックオーバーレイ(DO)		15 18 21			
		塗装(DC)			24 30

表記例 MDF DV-9-P25

インシュレーションボード

用途による区分	厚さmm	
タタミボード(T-IB)	10 15 20	
	A級インシュレーションボード(A-IB)	9 12
		シージングボード(S-IB)

表記例 インシュレーションボード S-IB-15

ハードボード

油、樹脂などの特殊処理及び表面の状態による区分		厚さmm	曲げ強さ
油、樹脂などの特殊処理による区分	表面の状態による区分		
スタンダードボード(無処理)(S)	素地ハードボード	未研磨板(RN)	35タイプ 25タイプ 20タイプ
		研磨板(RS)	
	内装用化粧ハードボード(DI)	2.5 3.5 5 7	
テンパードボード(処理)(T)	素地ハードボード	未研磨板(RN)	45タイプ 35タイプ
		研磨板(RS)	
	外装用化粧ハードボード(DE)	5 7	

表記例 ハードボード T-RS-5-20

JIS A 5908 パーティクルボード

表裏面の状態による区分		厚さmm	接着剤の種類	曲げ強さ
素地	無研磨板(RN)	9	Mタイプ Pタイプ	18タイプ
	研磨板(RS)	10 12		13タイプ 8タイプ
単板張り	無研磨板(VN)	15		30-15タイプ
	研磨板(VS)	18		
化粧	単板オーバーレイ(DV)	20		18タイプ 13タイプ 8タイプ
	プラスチックオーバーレイ(DO)	25		
	塗装(DC)	30		
		35 40		

表記例 パーティクルボード RN-12-M18

JIS A 5404 木質系セメント板

種類		厚さmm					
木毛セメント板	硬質(HW)	15	20	25	30	40	50
	普通(NW)						
木片セメント板	硬質(HF)	12	15	18	21	25	
	普通(NF)						25

表記例 木毛セメント板 HW-30

② 環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 製品又は原料（再生資源）について、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）の方法により試験を行い、「六価クロム化合物」及び「砒素及びその化合物」の含有量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準値に適合していること。
また、木質再生資源以外の再生資源を用いる場合は、製品又は当該再生資源について、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第19号）の試験方法により測定し、土壌汚染対策法施行規則第31条第2項の基準値に適合していること。
- c. 石綿を原料としていないこと。
- d. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。

③ 再生資源の含有率

合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等の再生資源である木質材料又は植物繊維を木質部の原料として概ね100%使用していること。

ただし、木質系セメント板にエコセメントを使用した場合は、この限りでない。

④ 品質・性能

製品は、以下のいずれかの規格に適合していること。

- JIS A 5905 繊維板
- JIS A 5908 パーティクルボード
- JIS A 5404 木質系セメント板

⑤ 品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

⑥ その他

合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材、かん木、小径木（間伐材を含む。）等の再生資源以外の木質材料にあつては、原料として使用される原木は、その伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らし合法な木材であり、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出されたものであること。

品目名：排水・通気用再生硬質塩化ビニル管

①評価対象資材

表6-1に掲げる製品の規格及び種類であって廃棄された硬質塩化ビニル管・継手を再生資源として含有した硬質塩化ビニル管を対象とする。

表6-1 排水・通気用再生硬質塩化ビニル管の規格及び種類

区分	径mm	仕様
RF-VP (JIS K 9798)	40, 50, 65, 75, 100, 125, 150	プレーンエンド直管
RS-VU (JIS K 9797)	100, 150, 200, 300	プレーンエンド直管
RS-VU (AS62)	100, 150, 200, 300	プレーンエンド直管 ゴム輪受け口片受け直管 ゴム輪受け口両受け直管
REP-VU (AS58)	40, 50, 65, 75, 100, 125, 150	プレーンエンド直管
VP, VM, VU, HIVP, IDVP, ISVP, IWVP (JIS K 6741)	13, 16, 20, 25, 30, 40, 50, 65, 75, 100, 125, 150, 200, 250, 300, 350, 400, 450, 500, 600, 700	プレーンエンド直管 ゴム輪受け口片受け直管 ゴム輪受け口両受け直管 接着受口片受直管

注) 塩化ビニル管の色は、標準的な灰青色のものに限る。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

再生硬質塩化ビニルを製品に対する質量比で80%以上含有していること。

ただし、製品が、JIS K 9797 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管又はJIS K 9798 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管の規格に適合するものは、再生硬質塩化ビニルを製品に対する質量比で30%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、以下のいずれかの規格に適合していること。

塩化ビニル管・継手協会 排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 (REP) AS58

塩化ビニル管・継手協会 下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管 (RS-VU) AS62

JIS K 9797 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管

JIS K 9798 リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管

JIS K 6741 硬質ポリ塩化ビニル管

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生陶磁器質タイル

①評価対象資材

表7-1に掲げる製品の規格であって表7-2に掲げる再生資源を含有した陶磁器質タイルを対象とする。

表7-1 再生陶磁器質タイルの規格

区分	種類
1 床タイル (I類)	1 M100mm×100mm 無ゆう
	2 M150mm×150mm 無ゆう
2 床モザイクタイル (I類)	1 M 25mm×25mm 施ゆう・無ゆう
	2 M 50mm×50mm 施ゆう・無ゆう
3 床階段用タイル (I類)	1 M100mm×100mm 垂れ付き 無ゆう
	2 M150mm×150mm 垂れ付き 無ゆう
4 内装壁タイル (Ⅲ類)	1 M100mm×100mm 施ゆう
5 内装壁モザイクタイル (I類)	1 M 50mm×50mm 45mm×45mm 平物 施ゆう
	2 M100mm×50mm 95mm×45mm 平物 施ゆう
	3 M 25mm×25mm 施ゆう・無ゆう
	4 (45mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	5 (95mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	6 (45mm+45mm)×95mm 役物 施ゆう
6 外装壁タイル (I類)	1 108mm×60mm 平物 施ゆう・無ゆう
	2 227mm×60mm 平物 施ゆう・無ゆう
	3 (108mm+50mm)×60mm 役物 施ゆう・無ゆう
	4 (168mm+50mm)×60mm 役物 施ゆう・無ゆう
	5 (60mm+50mm)×108mm 役物 施ゆう・無ゆう
	6 (60mm+50mm)×227mm 役物 施ゆう・無ゆう
	7 M 50mm×50mm 45mm×45mm 平物 施ゆう
	8 M100mm×50mm 95mm×45mm 平物 施ゆう
	9 (45mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	10 (95mm+45mm)×45mm 役物 施ゆう
	11 (45mm+45mm)×95mm 役物 施ゆう
7 外装壁タイル (II類)	1 108mm×60mm 平物 無ゆう
	2 227mm×60mm 平物 無ゆう
	3 (108mm+50mm)×60mm 役物 無ゆう
	4 (168mm+50mm)×60mm 役物 無ゆう
	5 (60mm+50mm)×108mm 役物 無ゆう
	6 (60mm+50mm)×227mm 役物 無ゆう

注) 評価対象資材は、「種類」欄に掲げる種類ごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生陶磁器質タイルをスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品とする。また、「区分」欄の5及び6は、同一の製品群のものとする。

表7-2 再生陶磁器質タイルの原料となる再生資源

1 採石及び窯業廃土
2 珪砂水簸時の微小珪砂 (キラ)
3 鉄鋼スラグ
4 鋳物砂
5 陶磁器くず
6 石炭灰 (フライアッシュ)
7 廃ガラス
8 製紙スラッジ
9 アルミスラッジ
10 磨き砂汚泥
11 石材くず
12 都市ごみ焼却灰溶融スラグ
13 下水道汚泥焼却灰
14 下水道汚泥溶融スラグ
15 上水道汚泥

- 注)・溶融品に少量の着色剤を添加する製品は、含有率の算定に用いる全原料の質量に着色剤の質量を含まない。
- ・再生軽量骨材（絶乾密度：粗骨材 2.0g/cm³未満、細骨材 2.3g/cm³未満）を用いる製品は、次式で算出した値が20%以上であればよい。

$$\text{含有率 (\%)} = \left(\frac{\text{再生軽量骨材の} \quad \text{再生軽量骨材} \quad \text{他の再生資源}}{1.7/\text{単位容積質量} \quad \times \quad \text{の質量} \quad + \quad \text{の質量}} \right) \times 100$$

製品質量

有効数字：小数点以下2桁（3桁目を四捨五入） 1.7：普通骨材の単位容積質量

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. ①評価対象資材に定める再生資源（都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグを除く。）を用いる場合は、製品又は原料（再生資源）について、「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びぼう素の溶出量が、土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。
 - ①評価対象資材に定める再生資源（都市ごみ焼却灰溶融スラグ及び下水道汚泥溶融スラグに限る。）を用いる場合は、JIS A 5031 一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材の4.1（一般事項）及び4.2（有害物質の溶出量及び含有量）に適合していること。
- c. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

- ①評価対象資材に定める再生資源を製品に対する質量比で20%以上含有していること。

④品質・性能

- 製品は、以下の規格に適合していること。
- JIS A 5209 陶磁器質タイル

⑤品質管理

- 公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生ビニル系床材

①評価対象資材

表8-1に掲げる製品の規格であって再生ビニル樹脂系材料を含有したビニル系床材を対象とする。

表8-1 再生ビニル系床材の規格

区分	種類
ビニル床シート	1 発泡層がなく複層のもの FS 2.0mm 無地
	2 発泡層がなく複層のもの FS 2.0mm マーブル
	3 発泡層がなく複層のもの FS 2.5mm 無地
	4 発泡層がなく複層のもの FS 2.5mm マーブル
コンポジションビニル床タイル（軟質・半硬質）	KT 2.0mm

注) 評価対象資材は、「種類」欄に掲げる種類ごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生ビニル系床材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品とする。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 工場内副産物以外の再生資源を用いる場合は、製品又は原料（再生資源）について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」（平成15年環境省告示第18号）の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。
- c. 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。
- d. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

再生ビニル樹脂系材料が製品に対する質量比で15%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、以下の規格に適合していること。

JIS A 5705 ビニル系床材

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生人造鉱物繊維断熱材（グラスウール断熱材・ロックウール断熱材）

①評価対象資材

表9-1に掲げる製品の規格であって廃ガラス（ガラスカレットを含む。以下「廃ガラス等」という。）を含有したグラスウール断熱材又は鉄鋼スラグ（工場内副産物を含む。以下「鉄鋼スラグ」という。）若しくはロックウール製品（保温・断熱材、天井材又は農材用ロックウールに限る。）の廃材を破碎・熔融処理したもの（以下「ロックウール製品廃材」という。）を含有したロックウール断熱材を対象とする。

表9-1 再生人造鉱物繊維断熱材の規格
グラスウール断熱材

区分	呼び方		内径 (mm)	厚さ (mm)					密度	表面仕上げ
保温筒	15A	1/2B	22	20	25	30	—	—	45~90 kg/m ³	被覆されていないもの又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	20A	3/4B	27	20	25	30	—	—		
	25A	1B	34	20	25	30	—	—		
	32A	11/4B	43	20	—	30	40	—		
	40A	11/2B	49	20	—	30	40	—		
	50A	2B	61	20	—	30	40	—		
	65A	21/2B	76	20	—	—	40	—		
	80A	3B	89	20	—	—	40	—		
	100A	4B	114	—	25	—	40	—		
	125A	5B	140	—	25	—	40	—		
	150A	6B	165	—	25	—	40	—		
	200A	8B	216	—	—	—	40	50		
	250A	10B	267	—	—	—	40	50		
300A	12B	319	—	—	—	40	50			
保温帯	—	—	—	25					40kg/m ³	寒冷紗又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	—	—	—	50						
保温板	—	—	—	25					40kg/m ³	被覆されていないもの又はガラスクロス若しくはアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	—	—	—	50						

注)・保温筒の評価対象資材は、「呼び方」欄に掲げる呼び方又は「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品（表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。）とする。

・保温帯及び保温板の評価対象資材は、「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品（表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。）とする。

ロックウール断熱材										
区分	呼び方		内径 (mm)	厚さ (mm)				密度	表面仕上げ	
保温筒	15A	1/2B	22	15A	1/2B	22	20	25	40~200 kg/m ³	被覆されていないもの又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。
	20A	3/4B	27	20A	3/4B	27	20	25		
	25A	1B	34	25A	1B	34	20	25		
	32A	11/4B	43	32A	11/4B	43	20	—		
	40A	11/2B	49	40A	11/2B	49	20	—		
	50A	2B	61	50A	2B	61	20	—		
	65A	21/2B	76	65A	21/2B	76	20	—		
	80A	3B	89	80A	3B	89	20	—		
	100A	4B	114	100A	4B	114	—	25		
	125A	5B	140	125A	5B	140	—	25		
	150A	6B	165	150A	6B	165	—	25		
	200A	8B	216	200A	8B	216	—	—		
	250A	10B	267	250A	10B	267	—	—		
	300A	12B	319	300A	12B	319	—	—		
保温帯	—	—	—	25				1号(40~100kg/m ³)	寒冷紗又はアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。	
	—	—	—	50						
保温板	—	—	—	25				1号(40~100kg/m ³)	被覆されていないもの又はガラスクロス若しくはアルミガラスクロスにより被覆されているものとする。	
	—	—	—	50						

注)・保温筒の評価対象資材は、「呼び方」欄に掲げる呼び方又は「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品(表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。)とする。
 ・保温帯及び保温板の評価対象資材は、「厚さ」欄に掲げる厚さごとに、それぞれ製造者が使いやすい形状や色合いの再生人造鉱物繊維断熱材をスタンダードとして常時在庫している標準品の一の製品(表面仕上げが異なる場合は、それぞれ異なる一の製品とする。)とする。

②環境に対する安全性

- 特別管理(一般・産業)廃棄物を使用していないこと。
- 製品又は原料(再生資源)について、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成15年環境省告示第18号)の方法により試験を行い、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素の溶出量が、土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準値に適合していること。ただし、これら以外の有害物質の溶出が懸念される場合は、当該有害物質に係る基準に適合していること。
- 建物の内装材にあつては、建築基準法施行令第20条の7の技術基準で使用制限を受けない材料であること。
- 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

グラスウール断熱材については、廃ガラス等を製品の基材部分に対する質量比で80%以上含有していること。

ロックウール断熱材については、鉄鋼スラグ又はロックウール製品廃材を製品の基材部分に対する質量比で85%以上含有していること。

④品質・性能

製品は、以下の規格に適合していること。

JIS A 9504 人造鉱物繊維保温材

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。

品目名：再生生コンクリート

①評価対象資材

表 10-1 に掲げる製品の規格であって、裏込めコンクリート、間詰めコンクリート、均しコンクリート、捨てコンクリート等、高い強度・高い耐久性が要求されない、または、乾燥収縮・凍結融解の影響を受けにくい部材及び部位に使用する表 10-2 に掲げる再生資源を配合したコンクリートを対象とする。

ただし、建築基準法上の建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である建築基準法施行令第 144 条の 3 で定める部分には使用しない。

表 10-1 再生生コンクリートの規格及び種類

呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)
18, 21, 24	8, 15, 18	20

表 10-2 再生生コンクリートの再生資源

再生資源	用途	品質・性能
コンクリート用再生骨材 M	骨材	「JIS A 5022 附属書 A コンクリート用再生骨材 M」に適合すること。
コンクリート用再生骨材 L		「JIS A 5023 附属書 A コンクリート用再生骨材 L」に適合すること。
建築基準法第 37 条第 2 号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリートにおける再生骨材		建築基準法第 37 条第 2 号に規定する国土交通大臣の認定に係る性能評価基準に適合すること。

②環境に対する安全性

- a. 特別管理（一般・産業）廃棄物を使用していないこと。
- b. 石綿を原料としていないこと。

③再生資源の含有率

評価対象資材に定める再生資源を用い、以下の式で算出した再生資源の含有率 α が 15% 以上であること。

$$\text{再生資源の含有率 } \alpha (\%) = \frac{r_G G + r_S S}{G + S}$$

G : 粗骨材の単体量 (kg/m³)

S : 細骨材の単体量 (kg/m³)

r_G : 単体量あたりの粗骨材に対する再生粗骨材の質量比 (%)

r_S : 単体量あたりの細骨材に対する再生細骨材の質量比 (%)

④品質・性能

製品は、以下のいずれかの規格に適合し、アルカリ骨材反応対策としてセメント材料に高炉セメント B 種を配合していること。

JIS A 5022 再生骨材 M を用いたコンクリート

(ただし、塩化物含有量は、塩化物イオン (Cl^-) 量として 0.6 kg/m³ 以下とする。)

JIS A 5023 再生骨材 L を用いたコンクリート

(ただし、塩化物含有量は、塩化物イオン (Cl^-) 量として 0.6 kg/m³ 以下とする。)

建築基準法第 37 条第 2 号に規定する国土交通大臣の認定を受けたコンクリート

(ただし、塩化物含有量は、塩化物イオン (Cl^-) 量として 0.3 kg/m³ 以下とする。)

⑤品質管理

公的規格等取得工場で製造がなされ、当該規格に適合した品質管理がなされること。